

## 「過去からの物語」シリーズⅧ

### 「過去に埋もれて：1900年代初頭～暴かれた麻薬密輸事件」

麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事 前国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長特別顧問  
元UNODC東アジア・太平洋地域センター代表 元国際麻薬統制委員会(INCB)事務局次長

藤野 彰

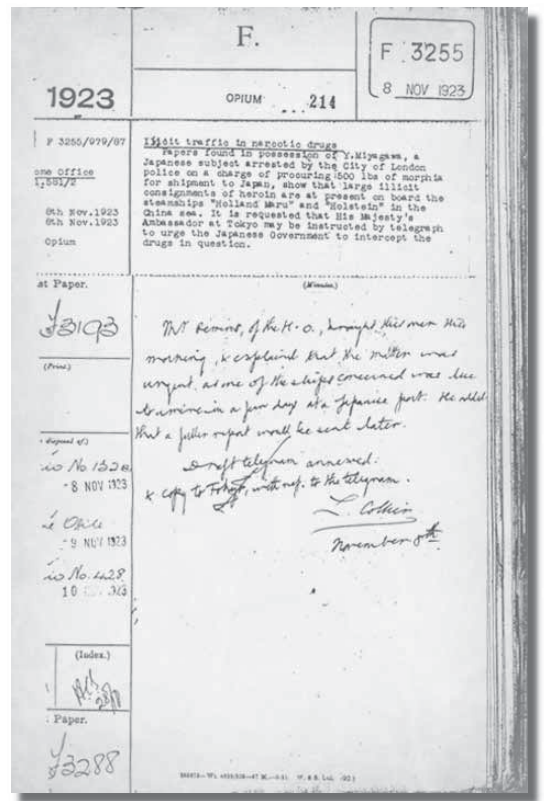
ロンドン、1923年11月8日付、英国内務省次官より外務省次官宛書簡<sup>①</sup>、機密、「11月5日にロンドン市警察はY.M.<sup>②</sup>と名乗る日本国籍の人物を、神戸所在の同名の会社のために重量500ポンドの塩酸モルヒネを購入した容疑で逮捕した。当該モルヒネは9箱の「タンニン酸(無害化学品)」との申告でスイスから発送されたものである。Y.M.の所有していた多数の書類をざっと調査したところ、この会社はドイツとスイスの会社から麻薬を非合法に購入し続けていたことが判明した。…これらの書類は、非合法な多量のヘロイン貨物が現時点でオランダ丸(目的地神戸)とホルスタイン丸(目的地「Taku」、筆者注・漢字不明<sup>③</sup>)に積載されており、現在この2隻はシナ海にあると考えられる。オランダ丸のモルヒネは8ケースのサリチル酸(アスピリン)と偽装されている」

同日、英国外務省は在日英国大使宛に暗号電報を送り<sup>④</sup>、「ヘロイン貨物を差し押さえ、関係する会社の帳簿記録を捜査するため、日本政府に情報を提供するように」依頼した。

その3週間後、英国内務省次官より外務省次官宛に別の書簡が送られた<sup>⑤</sup>。

この書簡は、ドイツ外務省より在ベルリン英国大使館宛に送られた「口上書」の中身について語る。

- ① Ref.451, 581/2、英国公文書館、外務省文書、ファイルFO371/924863344, no.215。
- ② 原文にはフルネームが記載されている。
- ③ 「たぐ」の読みを持つ地名は福岡県などに散見されるが、いずれも港町ではなくと思われる。両船ともオランダ名を持ち、「S.S. Holland Maru」、「S.S. Holstein Maru」と記されている。
- ④ 電報ref.F3255/979/87、1923年11月8日18時30分発信、前掲外務省文書。
- ⑤ 書簡ref.447,190/26、1923年11月28日付、前掲外務省文書。



「麻薬密輸」と題された英国外務省ファイル、1923年

それは英国側からの「ドイツ企業数社による麻薬密輸に関する」問い合わせへの返事であり、「最近のロンドンにおけるある日本人の検挙が、重要な製薬会社のひとつ（筆者注…ドイツ企業<sup>⑥</sup>）が麻薬密輸に関わっていることを直接に示唆する発見につながった」のだと特筆している。

この事例に関しては、両国間で幾度かのやりとりがあったのだが、当初、ドイツ政府からの返事は次のようなものであったことが興味深い。英国政府から提供された情報は「恐らくは推測の域を出ないものであり、これらのドイツ企業に対する不利な陳述が正しいと証明されてはいない、としているのである。続けて、「さらにこの双方の会社の名声からすると…非合法的なビジネスに従事するなどという嫌疑をかけられることからは超越している」と主張した。

こういった思い込みは、近代の歴史上珍しいことではない。有名企業であるがゆえに密輸などをする者達に付け込まれるのか、企業自体が高

をくくって法律すれすれのことをするのか、あるいはその両方であるのかは定かではないけれども。はるか後年、それは1990年代のことだが、国連で筆者のチームが麻薬・覚せい剤などを密造するのに必要な「前駆物質（原料）」やその他の化学物質の国際規制に携わったとき、このような事例はいくらでも見られた。しかしそれはまた別の話だ。

歴史は繰り返す。一世紀前に当局の捜査が入った企業は、現在も存在するのであるから、機密指定された公文書には実名で書いてあるけれども、本稿ではそれらの名は伏せてある。

閑話休題、しかる後に英国内務省は、「ドイツ政府へ関連する覚書の内容を提示し、当局が（当該企業の<sup>⑦</sup>）取引へ捜査の手をいれることの重要性を認識するよう強く促し：「壮大なスケールの捜査が行われていること、及び密輸される麻薬がいかたやすく手に入れられているか<sup>⑧</sup>を強調すべく、国王陛下の在ベルリン大使に指示するよう」に外務省へ要請している<sup>⑨</sup>。

この内務省書簡は、英国政府の取ってきた厳しい手段にふれて、さらにこう述べる。「英国大使がドイツ政府に説明を行うにあたって、国王陛下の政府は今年、"Wink" という製品名で販売されるモルヒネ製品が違法取引に用いられたことが判明したとき、その英国企業の製造・販売免許を取り消したという事実を思い起こしてもらおうのは、恐らく時期を逸してはいないであろう。」

これは要するに、英国はごく厳しい規制をしているのだから、ドイツもそうしなさいと言っているのである。この当時、もしかすると今日で

⑥ 原文には実際の社名が記されている。

⑦ 原文では企業名が明記されている。

⑧ 合法的なルートから非合法的なルートへの横流しを意味する。

⑨ 前掲外務省文書。

も同じなのかもしれないが、こう言った文書は、実に持って回った表現をした。訳出するにあたってその頃の雰囲気を表そうと試みはしたが、ひと苦労ではある。

書簡は続けて、前述したある日本人の所持していた暗号表にはモルヒネは前記の「Winkのような」製品として供給できると書いてあったと指摘し、「このドイツ企業は、英国政府がイギリス国内で取った厳しい手段に付け込んで、利益を上げたと思われる」と述べる。

英国内務大臣は、「もしその結果が、麻薬密輸をドイツあるいは他の製造業者にただ移転するというだけになるとすれば、1912年の阿片条約の（筆者注…世界で初めての麻薬規制のための国際条約である）規制を忠実に守ろうとする国々の努力は、全く無駄になってしまふ」と指摘した。

まさにその通りである。麻薬などを密輸しようと企てる者たちはいつの時代でも、規制の弱い国々を見つけて、そこを狙ってきた。悪賢い者たちが国境を越えて協力関係を作り上げるのは、常に素早く行われるのであった。

以前よりこの「過去からの物語」シリーズで幾度となく触れて来たように、この当時、モルヒネを初めとする麻薬は、そのほとんどが製薬会社によって医療目的で「正規に」製造されたものが、非合法なルートへと「横流し」されていたのだ。そして国際流通過程からの麻薬「横流し」は、20世紀初頭より、その後何十年も続いて、国際連盟時代から国連へ移行する間に幾つもの国際条約が締結され、今日の国際条約体制へと進化して来たのであった。

この一連の捜査から明らかになった興味深いことが幾つかある。

そのひとつは、まず同じ製造元からの麻薬の「横流し」があり、しかる後に麻薬は実に多様なルートを辿って、つまり様々な国を経由してから、最終目的地へ運ばれていたことである。インド及び中国の税関当局によって幾度も押収された麻薬は、元をたどれば同じドイツの医薬品会社が製造したものであったと報告されている。

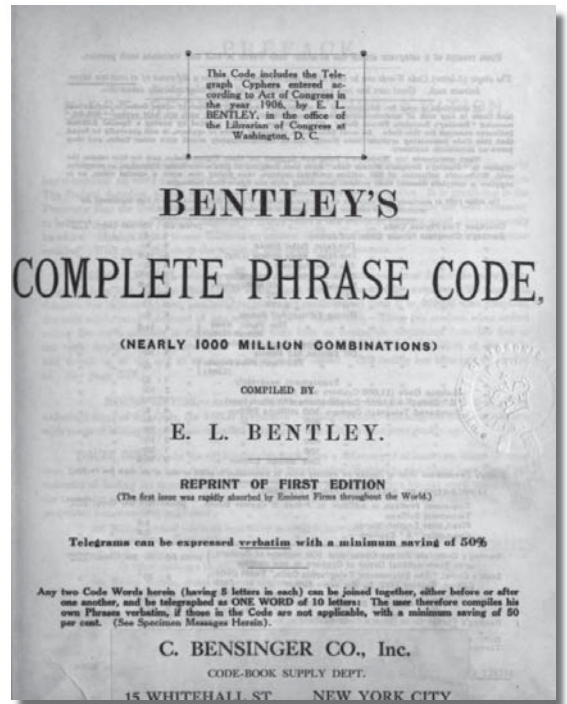
従って、明らかに組織的に行われた麻薬密輸の企てには、様々な国籍の人物らが連なり、関与していたのであった。後年、国連で筆者のチームが、各国の行政・取締り当局と密接な連絡を取り合っ、麻薬や覚せい剤を密造するのに不可欠である多様な化学物質の規制のため、国際的にひとつひとつの取引を追跡するメカニズムを作り上げようとしていた際、同じことが往々にして見受けられた。

今一度述べる。歴史は繰り返すのだし、密輸を組織的に企もうとする連中の考えることは、いつの時代でも同じなのであった。

さらには、その通信手段には極めて洗練された、と言っては語弊があれば、複雑な「暗号」が使用されていた。こういった暗号の中身については、それぞれが何を指していたか、どういう具合に構成されていたのか、なかなか興味深いものがあり本稿でも後から触れるが、それについてはまたいつの日か詳しく語る機会もあるであろう。

前述の内務省書簡は続けて、「コペンハーゲンの悪名高い麻薬密売人 A.S.（原文は実名）がこのドイツ企業からモルヒネを購入し、後にそれが香港で押収されたことを、デンマーク政府が報告しているのが想起される」と述べる。

⑩ 前掲外務省文書。



「ベントレー・コード」1909年版

この書簡によれば、前述の逮捕された日本国籍の人物が「所持していた書類の中には、タイプで打った暗号書が含まれていた。…用いられた暗号は、『ベントレーのコマージュナル・コード (Bentley's Commercial Code)』<sup>⑪</sup>補遺から作成された。」さらに次のように指摘する。

「このタイプされた暗号書は…前述の(ドイツ)企業から送付されたことに疑いの余地はない。」「というのも、(この日本人の部屋)層かごから、『私のプライベート暗号』なるものに言及した、タイプ打ちの手紙が破り捨てられているのが発見されたが、その部分と一緒に見つかった(ドイツ企業の)レターヘッドの切れ端の紙質や活字と同一であり、またその他の断片とも形状が一致するので、これらは皆同じ手紙の一部分であることを示しているからである」<sup>⑫</sup>。

これらの国際捜査の所見から、当時、医療用として正規に製造された麻薬を非合法的な密輸ルートに横流しするために、ごく大規模で高度に緻

密な企てがなされていたことが分かる。

100年前、すでに国際的な犯罪組織が深く関与していたのだ。本稿で扱う時期より少し後、次の国際条約が締結されより厳しい麻薬規制がかけられた頃には、例えば、新たに「輸出入許可証」が必要になったのだが、各国の出す許可証はたやすく偽造されていた。国際的な組織犯罪が関与していなければ、あり得ないことであった。

英国内務省文書によると、「暗号自体からは、大量のヘロイン、モルヒネ、及びコカインの取引が謀られていたことが窺われる。…(暗号に加えられていた)他の物質は、密輸の際麻薬密売人たちにごく普通に用いられる物質名のみであった。例えば、ホウ酸、乳糖、サリチル酸などである。」

「WYBFOという暗号名が『Mocetan』という薬品名に与えられていた。(前述の日本人が)ロンドンで逮捕された際に、『Mocetan』とラベルのついた小さな瓶を所持していたが、分析の結果、中身は塩酸モルヒネだと判明した。」「この暗号の性質から判断すれば、これを起草した人物は麻薬密輸に関して駆け出しの者ではない、と推測するのが妥当であろう」<sup>⑬</sup>。そうであれば、100年余り前すでに、国際的な麻薬密輸に関わる者たちの中で、十分な経験とノウハウの蓄積があったということではないか。

これが1900年代初頭、世界最初として採択された麻薬規制のための国際条約が、それは1912年に採択された「阿片条約」と呼ばれる

<sup>⑪</sup> この1909年に発行された「ベントレー・コード (Bentley's Complete Phrase Code)」には、10億通りのコンビネーションが可能だと記載されている。

<sup>⑫</sup> 前掲外務省文書。  
<sup>⑬</sup> 前掲外務省文書。

のだが、未だ全世界で適用されていなかった頃の状況であった。麻薬等を規制に携わる、行政・税関・取締り当局は、往々にして組織犯罪の絡む国際的なネットワークに直面しなければならなかった。

この「過去からの物語」シリーズではこれまで、その当時、ヨーロッパからアジアの各地への麻葉密輸の経由地としての上海「租界」に、少なからぬ焦点を当ててきた。しかし上海に至るまでに、またその後、密輸は様々な国を経由し、多様な国籍の人物らが関与して、実に複雑な様相を呈していた。



旧江海館（上海税関）、1927年竣工。筆者撮影

100年余り前に行われた困難な国際捜査から判明した事実が、その後、今日我々が知る、拘束力を持つ麻薬規制のための国際条約体制に発展してきた。我々の先人達の弛まぬ懸命な努力の賜物である。

この稿に取り掛かる少し前、筆者はかつての上海租界のあたりを訪ねる機会を得た。日本租界と呼ばれる街並みを含む「国際共同租界」、また「フランス租界」が置かれていた地域を辿ってみたのだ。

近年における上海の凄まじいとも言える発展とは一線を画して、かつての租界のあたりは、その頃の面影を残し、深く入り込んだ街路あり、また一世紀前に建造された建物群がそのままに屹立していて、昔、犯罪組織がそこを狙って暗躍していた時代が思い起こされた。あの頃の時代背景があって、犯罪組織がうごめいていた。国際的に。その背景と租界については、また稿を改めて触れることとしよう。